

東証先物・オプション取引の取扱いに関する制度要綱

資料

平成15年9月24日  
株式会社日本証券クリアリング機構

項目	概要	備考
<p>・趣旨</p> <p>・清算対象取引</p> <p>・清算参加者制度</p> <p>1. 清算資格の種類</p>	<p>・ 当社は、現在、東京証券取引所（以下「東証」という。）において成立した先物・オプション取引についてその清算・決済事務を受託しているが、参加者の利便性・効率性の一層の向上を図る観点から、清算対象取引として債務引受けを行うこととし、所要の制度改正を行う。</p> <p>・ 東証において成立した以下の取引を新たに清算対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券オプション取引</li> <li>・ 国債証券先物取引</li> <li>・ 国債証券先物オプション取引</li> <li>・ 株価指数先物取引</li> <li>・ 株価指数オプション取引</li> </ul> <p>・ 清算対象取引を追加することに伴い、清算資格を、以下の4種類とする。</p> <p>現物清算資格 現物取引について清算を行うことができる資格</p> <p>株券オプション清算資格 株券オプション取引について清算を行うことができる資格</p> <p>国債先物等清算資格 国債証券先物取引・国債証券先物オプション取引について清算を行うことができる資格</p> <p>株価指数先物等清算資格 株価指数先物取引及び株価指数オプション取引について清算を行うことができる資格</p>	<p>・ 現在の清算資格の名称を変更。</p> <p>・ 株券オプションの権利行使により成立する株券の売買の清算に係る資格は現物清算資格とする。（現行どおり）</p> <p>・ 株券オプション清算資格の取得には、現物清算資格の取得を条件とする。</p>

項目	概要	備考
<p>2. 清算資格の区分</p> <p>3. 清算資格の取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算資格は、清算資格の種類ごとに、自社清算資格及び他社清算資格の2区分とする。</li> <li>・ 清算資格を取得しようとする者は、清算資格の種類ごとに、当社に清算資格の取得申請を行い、当社の承認を得るものとする。</li> <li>・ 清算資格の取得要件は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 資格取得要件 &gt;</li> <li>証券会社、登録金融機関又は証券金融会社であること。</li> <li>財務状況について一定の基準を満たすこと。</li> <li>清算参加者として適切な経営体制及び業務執行体制を有していること。</li> </ul> </li> <li>・ 清算資格の取得の承認を受けた者は、清算資格取得手数料を当社に納入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行どおり</li> <li>・ 現行どおり</li> <li>・ 証券金融会社（登録金融機関である者を除く。）が取得できる清算資格は現物清算資格に限る。</li> <li>・ 具体的な財務基準は別紙1参照</li> <li>・ 東証の先物・オプション取引に係る自社清算資格を有する者が先物・オプション取引取扱開始時に同種の自社清算資格を取得しようとする際の財務状況の審査は、清算参加者の維持基準を基に行う。</li> <li>・ 現行どおり</li> <li>・ 東証の先物・オプション取引に係る清算資格を有する者が先物・オプション取引取扱開始時に同種の清算資格を取得し</li> </ul>

項目	概要	備考
<p>4．清算参加者の義務等</p> <p>(1) 清算参加者契約の締結</p> <p>(2) 清算基金の預託等</p> <p>(3) 特別清算料の納入</p> <p>(4) 手数料等の納入</p> <p>(5) 清算参加者代表者等の選任</p> <p>(6) 届出・報告</p> <p>5．清算資格の喪失</p> <p>6．債務の引受けの停止・清算資格の取消し等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者は、清算資格の種類ごとに、当社との間で清算参加者契約を締結する。</li> <li>・ 清算参加者は、決済に係る当該清算参加者の当社に対する債務の履行を確保するためのものとして、当社の定める額以上の清算基金を当社に対し預託する。</li> <li>・ 清算参加者は、清算資格の種類ごとに、清算参加者間のロスシェアールールとして当社が定めるところにより、当社に対し特別清算料を納入しなければならない。</li> <li>・ 清算参加者は、当社の定める清算手数料等を当社に納入する。</li> <li>・ 清算参加者は、清算参加者代表者及び決済業務責任者等を選任する。</li> <li>・ 清算参加者は、所定の事項について届出又は報告を行う。</li> <li>・ 清算参加者は、清算資格を喪失しようとする場合には、清算資格の種類ごとに、当社に資格の喪失申請を行い、あらかじめ当社の承認を得るものとする。</li> <li>・ 当社は、清算参加者が当社の業務方法書等に違反した場合及び財務上の問題があると認められる等の場合には、当該清算参加者を当事者とする債務の引受けの全部若しくは一部の停止又は清算資格の取消し等を行うことができる。</li> </ul>	<p>た場合には清算資格取得手数料の納入を求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互保証の枠組みを清算資格の種類ごとに整備する。</li> <li>・ 現物取引に係る清算手数料は8月に定めた手数料どおり。</li> <li>・ 現行どおり。</li> <li>・ 現行どおり。</li> <li>・ 現行どおり。</li> <li>・ 現行どおり。</li> </ul>

項目	概要	備考
<p>7 .清算参加者に対する調査</p> <p>.先物・オプション取引に係る清算・決済業務</p> <p>1 .債務引受け</p> <p>2 .清算・決済業務</p> <p>( 1 ) 転売・買戻しの申告</p> <p>( 2 ) 権利行使の申告・割当て</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、当社の運営上必要と認める場合には、清算参加者に対し資料を請求し、検査を行うことなどができる。</li>   <li>・ 当社は、清算対象取引である先物・オプション取引について、取引が成立した時点で当該取引に係る債務を引き受ける。</li>   <li>・ 清算参加者は、清算対象取引である先物・オプション取引について転売又は買戻しをした場合（清算取次ぎに係るものを除く。）には、各銘柄ごとに転売・買戻しの別及び数量を、自己・委託ごとに区分して、当社の定める時限までに、当社に対し申告を行う。</li>   <li>・ 清算参加者は、オプション取引の権利行使（清算取次ぎに係るものを除く。）については、各銘柄ごとに権利行使に係る数量を、自己・委託ごとに区分して、当社の定める時限までに、当社に対し申告を行う。</li> <li>・ オプション取引について権利行使の申告が行われた場合には、当社は、各銘柄ごとの権利行使に係る数量について、当社が定めるところにより割当てを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行どおり。</li>   <li>・ 基本的に現行の東証における制度どおり。</li> <li>・ 具体的な清算・決済業務に係る各種申告や金銭・有価証券の授受等の事務処理についても、東証の清算システムインフラを利用し、現行の東証における方法どおり行う。</li>   <li>・ 現物取引と同様。</li>   <li>・ 清算取次ぎによるものについては、非清算参加者が申告を行うものとする。</li>   <li>・ 清算取次ぎによるものについては、非清算参加者が申告を行うものとする。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
( 3 ) 値洗差金等の授受	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物取引に係る値洗差金等及びオプション取引に係る取引代金等について、金銭を支払う清算参加者は、値洗差金等が発生した日又はオプション取引締結の日等の翌日の午後 1 時まで当社に対し支払うものとし、金銭を受領する清算参加者は、当該日の午後 2 時 4 5 分に受領するものとする。</li> <li>・ 当該金銭の授受は、同一清算参加者の先物・オプション取引の総支払金額と総受入金額の差引額により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の東証における方法どおり。</li> </ul>
( 4 ) 国債証券先物取引の受渡決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券先物取引の受渡決済は、日本銀行金融ネットワークシステムの D V P 機能を利用して行う。</li> <li>・ 国債証券先物取引の受渡決済において、国債証券を引き渡す清算参加者は、受渡決済期日の午後 1 時 3 0 分までに、当社が定めるところにより、国債証券を引渡し、金銭を受領しなければならない。</li> <li>・ 国債証券先物取引の受渡決済において、金銭を支払う清算参加者は、受渡決済期日の午後 2 時まで、当社が定めるところにより、金銭を支払い、国債証券を受領しなければならない。</li> <li>・ 清算参加者は、受渡決済に供する銘柄、数量及び課税・非課税の別を、当社が定める時限までに当社に申告するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な事務は現行の東証における方法どおり。</li> <li>・ 具体的な事務は現行の東証における方法どおり。</li> </ul>
3 . 取引証拠金		
( 1 ) 取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、先物・オプション取引について、顧客、取引参加者及び清算参加者から取引証拠金の預託を受けるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な事務は現行の東証における方法どおり。</li> </ul>
( 2 ) 取引証拠金所要額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引証拠金所要額は、自己又は各顧客ごとの建玉について S P A N で計算した額から、オプション取引の自己又は各顧客ごとの建玉について計算したネットオプション価値の総額を差し引いて得た額とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要額の計算方法は現行の東証における方法どおり。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考										
( 3 ) 取引証拠金の有価証券による代用	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。</li> <li>代用有価証券の範囲及び代用価格は、当社が定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代用有価証券の範囲は現行の東証における範囲と同様とする。</li> </ul>										
( 4 ) 清算参加者の取引証拠金の預託義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、自己分の取引証拠金所要額の合計額以上の取引証拠金を、当社に預託しなければならない。</li> <li>清算参加者は、顧客又は非清算参加者から取引証拠金の差入れを受けた場合には、当該取引証拠金の全部を代理人として、当社に預託しなければならない。</li> <li>清算参加者は、当該清算参加者の委託分並びに当該清算参加者を指定清算参加者とする非清算参加者の自己分及び委託分の取引証拠金所要額の合計額以上の額の取引証拠金を、当社に預託しなければならない。</li> </ul>											
( 5 ) 取引証拠金の預託方法 取引証拠金所要額の申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、当該清算参加者の委託分並びに当該清算参加者を指定清算参加者とする非清算参加者の自己分及び委託分の取引証拠金所要額の合計額を当社に申告するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の東証における申告内容どおり。</li> </ul>										
取引証拠金の預託区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者が取引証拠金を預託する場合、次のとおり区分して預託するものとする。 <table border="0" data-bbox="555 1050 1608 1281"> <tr> <td>清算参加者自己</td> <td>非清算参加者自己（直接預託）</td> </tr> <tr> <td>清算参加者委託（直接預託）</td> <td>非清算参加者自己（差換預託）</td> </tr> <tr> <td>清算参加者委託（取次者差換預託）</td> <td>非清算参加者委託（直接預託）</td> </tr> <tr> <td>清算参加者委託（差換預託）</td> <td>非清算参加者委託（取次者差換預託）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非清算参加者委託（差換預託）</td> </tr> </table> </li> </ul>	清算参加者自己	非清算参加者自己（直接預託）	清算参加者委託（直接預託）	非清算参加者自己（差換預託）	清算参加者委託（取次者差換預託）	非清算参加者委託（直接預託）	清算参加者委託（差換預託）	非清算参加者委託（取次者差換預託）		非清算参加者委託（差換預託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の東証における方法どおり。</li> </ul>
清算参加者自己	非清算参加者自己（直接預託）											
清算参加者委託（直接預託）	非清算参加者自己（差換預託）											
清算参加者委託（取次者差換預託）	非清算参加者委託（直接預託）											
清算参加者委託（差換預託）	非清算参加者委託（取次者差換預託）											
	非清算参加者委託（差換預託）											
預託時限	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者は、預託を行う日の正午までに、当社に取引証拠金を預託するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の東証における時限どおり。</li> </ul>										

項目	概要	備考
<p>(6) 緊急取引証拠金</p> <p>緊急取引証拠金の預託</p> <p>緊急取引証拠金所要額</p> <p>緊急取引証拠金の預託時限等</p> <p>4. 臨時措置等</p> <p>5. 引受債務の内容等の通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先物取引について、午前立会において相場があらかじめ定められた範囲を超えて変動した場合その他当社が必要と認めた場合、清算参加者は、自己取引に係る取引証拠金預託額が緊急取引証拠金所要額に満たないときは、当該差額以上の額を、自己分の取引証拠金として当社に預託するものとする。</li> <li>・ 緊急取引証拠金所要額は、午前立会終了時における先物・オプション取引の自己計算による建玉についてSPANで計算した額からオプション取引の自己計算による建玉について計算したネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額に、自己取引、委託取引及び非清算参加者分の取引に係る先物取引差金相当額並びにオプション取引代金相当額を加減して算出する。</li> <li>・ 緊急取引証拠金の預託時限は、当日午後4時とする。</li> <li>・ 緊急取引証拠金は、有価証券により代用することができるものとする。</li> <li>・ 当社は、リスク管理等の観点から、取引証拠金の所要額・代用価格の変更等の措置を行うことができるものとする。</li> <li>・ 当社は、システム障害時等の場合において、決済日及び権利行使日の変更等の措置を行うことができるものとする。</li> <li>・ 当社は、当社が引き受けた債務の内容その他決済に必要な事項を、清算参加者に対し通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の東証における制度どおり。</li> <li>・ 現行の東証における制度どおり。</li> <li>・ 現行の東証における制度どおり。</li> <li>・ 代用有価証券の範囲及び代用価格については、通常の取引証拠金におけるそれと同様。</li> <li>・ 実際の措置の発動については、東証と連携して行うものとする。</li> <li>・ 当社が引き受けた債務の内容の通知（清算引受明細表）については、当面の間、東証における取引明細表を兼用する。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
<p>・先物・オプション取引に係る決済履行保証制度</p> <p>1. 清算基金の取扱い</p> <p>(1) 清算基金所要額</p> <p>(2) 代用有価証券の取扱い</p> <p>(3) 所要額の見直し</p> <p>(4) 不足額の預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者が当社に預託すべき清算基金の所要額は、その有する清算資格の種類ごとの所要額の合計額とする。</li> <li>・ 清算基金は、有価証券により代用することができるものとする。</li> <li>・ 代用有価証券の範囲は、当社が定める。</li> <li>・ 当社は、原則として毎月末に所要額の見直しを行い、翌月の15営業日目の日から適用する。</li> <li>・ 当社は、必要に応じ、臨時に清算基金の所要額を変更することができる。</li> <li>・ 清算参加者は、当該清算参加者が当社に預託している清算基金が所要額に満たない場合（代用有価証券により差し入れた場合において、日々の代用価格の変動のために所要額不足が生じた場合を含む。）には、当該不足額以上の額を、不足が生じた日の翌日の正午までに当社に追加預託しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算資格の種類ごとの所要額の算出方法は現行(株券オプション清算資格・国債先物等清算資格・株価指数先物等清算資格に係るものについては東証における現行算出方法)と同様。</li> <li>・ 現行どおり</li> <li>・ 現行どおり</li> <li>・ 現行どおり</li> </ul>

項目	概要	備考
2. 先物・オプション取引違約損失積立金による補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証と当社との間において、東証における先物・オプション取引違約損失積立金の額を限度として、先物・オプション取引に係る決済不履行により生じた当社の損失を補償する契約を締結し、東証は、当社が債務を引き受けた先物・オプション取引に係る決済不履行により当社に生じた損失を補償する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証における先物・オプション取引違約損失積立金の現時点の積立額は10,441百万円。</li> <li>現物取引に係る違約損失積立金等の取扱いは現行どおり。</li> </ul>
3. 先物・オプション取引に係る決済不履行による損失の処理スキーム (1) 損失額の確定  (2) 不履行清算参加者の清算基金等による補填  (3) 不履行清算参加者の信託金による補填	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者が、当社との先物・オプション取引に係る決済に関しその債務の不履行により当社に損失を与えた場合は、当社は、その不履行によって被った損失を以下の方法により補填する。</li> <li>不履行清算参加者の有価証券等の引き取り停止及び反対売買等により、当該清算参加者の清算資格の種類ごとの損失額の確定を行う。</li> <li>清算資格の種類ごとの損失額について、清算基金、自己分の取引証拠金その他の預託金をもって、損失を補填する。</li> <li>(2)の方法による補填をもってしても、なお補填し得ない損失額がある場合には、不履行清算参加者が市場に預託している信託金(委託者及び市場開設者が優先弁済権を行使したときは、その残額)をもって、清算資格の種類ごとの未補填の損失額に応じて按分して、補填する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な枠組みは東証における現行の枠組みどおり。</li> <li>現物取引における基本的枠組みは現行どおり。</li> <li>清算基金は、清算資格の種類ごとの所要額に応じ按分して、清算資格の種類ごとの損失を補填する。</li> <li>不履行清算参加者が返還請求権を有する委託分及び清算取次ぎに係る取引証拠金については、自己分の取引証拠金の取扱いに準じる。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
(4) 損失補償契約に基づく東証による補填	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3)の方法による補填をもってしても、なお補填し得ない損失額がある場合には、東証における先物・オプション取引違約損失積立金の額を限度として、東証からの損失補償により補填する。</li> </ul>	
(5) 剰余金相当額による補填	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (4)の方法による補填をもってしても、なお補填し得ない損失額がある場合には、当社の剰余金相当額を限度として当社が補填する。</li> </ul>	
(6) 相互保証による補填  ・ 先物・オプション取引に係る手数料等について 1. 清算手数料  2. 銘柄管理手数料  ・ 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (5)の方法による補填をもってしても、なお補填し得ない損失額がある場合には、未補填損失額のある清算資格の種類ごとに、他の清算参加者から特別清算料を徴収し、これをもって当該損失を補填する。</li> <li>・ 清算参加者は、各清算参加者の取引量等に応じた額の清算手数料を当社に納入する。</li> <li>・ 市場開設者(東証)は、対象有価証券種類等に応じた額の銘柄管理手数料を当社に納入する。</li> <li>・ 平成16年2月初の実施を目途とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担割合は不履行発生日前日の清算基金所要額に応じて按分する。</li> <li>・ 具体的な料率は別紙2のとおり。</li> <li>・ 具体的な料率は別紙3のとおり。</li> </ul>

以 上

清算資格取得・維持に係る財務基準

別紙 1

1. 取得基準

【証券会社】

	自社清算資格	他社清算資格
資本金	3 億円以上	3 億円以上
純財産額	20 億円以上 かつ資本の額以上	200 億円以上 かつ資本の額以上
自己資本規制比率	200% 超	200% 超

【登録金融機関】

	自社清算資格	他社清算資格
資本金	3 億円以上	3 億円以上
純資産額	20 億円以上 かつ資本の額以上	200 億円以上 かつ資本の額以上
自己資本比率( 1)	国際基準( 2) : 8 % 超 国内基準( 3) : 4 % 超	国際基準( 2) : 8 % 超 国内基準( 3) : 4 % 超
ソバノシマジン比率( 4)	400% 超	400% 超

- 1 : 保険会社以外の登録金融機関に適用
- 2 : 海外に営業拠点を有する金融機関
- 3 : 海外に営業拠点を有しない金融機関
- 4 : 保険会社に適用

2. 維持基準

【証券会社】

	自社清算資格	他社清算資格
資本金	3 億円以上	3 億円以上
純財産額	3 億円以上	200 億円以上
自己資本規制比率	120% 以上	200% 以上

【登録金融機関】

	自社清算資格	他社清算資格
資本金	3 億円以上	3 億円以上
純資産額	3 億円以上	200 億円以上
自己資本比率( 1)	国際基準( 2) : 4 % 以上 国内基準( 3) : 2 % 以上	国際基準( 2) : 8 % 以上 国内基準( 3) : 4 % 以上
ソバノシマジン比率( 4)	100% 以上	400% 以上

- 1 : 保険会社以外の登録金融機関に適用
- 2 : 海外に営業拠点を有する金融機関
- 3 : 海外に営業拠点を有しない金融機関
- 4 : 保険会社に適用

## 清算手数料の概要

## 1. 徴収対象者

- ・ 清算参加者から徴収する。

## 2. 手数料率

清算対象取引	料率	
株券オプション取引	・ 取引代金の合計額の	万分の 0.5
	・ 権利行使及び権利行使の割当てにより成立する株券の売買における売買代金の合計額の	万分の 0.015
国債証券先物取引	・ 売買数量 ( ) につき	額面 100 円につき 0.5 毛
	・ 受渡決済数量につき	額面 100 円につき 1.35 毛
国債証券先物オプション取引	・ 取引代金の合計額の	万分の 0.5
	・ 権利行使及び権利行使の割当てにより成立する国債証券先物取引における売買数量につき	額面 100 円につき 0.125 毛
株価指数先物取引	・ 取引契約金額の合計額の	万分の 0.014
	・ 最終決済に係る契約金額の合計額の	万分の 0.04
株価指数オプション取引	・ 取引代金の合計額の	万分の 0.5
	・ 権利行使及び権利行使の割当てにより授受する金額の合計額の	万分の 2

( ) 国債証券先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立する売買を含む。

上記手数料については、今後の市況動向等を踏まえ、先物・オプション取引取扱い開始前に微調整を行うことがある。

1. 徴収対象者

- ・ 市場開設者（東証）から徴収する。

2. 手数料率

清算対象取引	料率		種類数
株券オプション取引	対象株券 1 種類につき	60,000 円 / 月	1 5 5 種
国債証券先物取引	対象有価証券 1 種類につき		2 種
国債証券先物オプション取引	対象有価証券先物取引 1 種類につき		1 種
株価指数先物取引	対象指数 1 種類につき		4 種
株価指数オプション取引	対象指数 1 種類につき		1 種

上記手数料については、今後の市況動向等を踏まえ、先物・オプション取引取扱い開始前に微調整を行うことがある。